



寒川町工場立地法第4条の2第1項の規定による 準則を定める条例の制定(案)

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント

(町民意見の公募)

概要版

(意見募集期間) 令和3年10月7日(木)~11月9日(火)まで

「寒川町工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例(案)」 に対する皆様のご意見をお待ちしています

町では、工場の増改築、設備更新、新規の企業立地を促進するとともに、工場の町外転出を防止し、町内の産業振興と安定した雇用の維持・創出を図るため、一定規模以上の工場における土地利用の制限を緩和する工場立地法地域準則条例の制定を検討しています。

条例制定に向けて広く意見を募り、皆様のご意見をいただきながら、準則条例を制定し産業振興を図ってまいります。

工場立地法の概要と地域準則条例制定の背景

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われ、経済の健全な発展と福祉の向上に寄与することを目的としており、一定規模以上の工場(特定工場※1)に該当する工場の新增設を行う際の生産施設※2・緑地※3・環境施設※4の敷地面積に対する割合等の基準を規定しています。対象となる特定工場につきましては、新設または変更する際、事前に町へ届け出ることを義務付けています。

緑地面積と環境施設面積は、工場立地法の規定に基づき国が定める準則(「国準則」)と神奈川県が定める工場立地法準則条例(「県の準則条例」)により基準が定められていましたが、県の準則条例が廃止され、経過措置期間が令和3年度末に満了となることを踏まえ、寒川町の準則条例(令和4年4月施行予定)の制定手続きを行うものです。

町準則条例制定における基本的な考え方

本町には、対象となる特定工場が現在18あります。本町は町域が狭いことから、新たな敷地の拡張などは難しく、経済環境の変化への対応や生産施設の建設、事業拡大が行いにくい環境にあります。さらに、本町はこれまで製造業を基盤産業として成長してきたことを鑑みると地域経済や雇用に与える影響は大きいと捉えています。町が制定する準則条例は、緑化推進、環境保全、住環境との調和を図りつつ、区域区分の目的に応じ、既存の工場用地の土地利用が図れるよう、現行の県準則条例から緩和した緑地面積率、環境施設面積率を設定しています。

⇒条例制定全般について、町民の皆さんからのご意見を募集いたします。

★本資料は概要版です。各施設に配架の、もしくはweb(最終ページ参照)より全体資料を御覧ください。

緑地と環境施設面積に関する基準等の案について

○【町準則条例案の内容】

前述の準則条例制定における基本的な考え方を踏まえ、町内の特定工場の課題を解決し、寒川町の産業の振興を図る観点で、緑地と環境施設面積に関する基準値を提案します。

現 行	第一種低層住居専用 地域、第一種中高層 住居専用地域、第一 種住居地域、近隣商 業地域、都市計画法 第5条の規定により 指定された区域	準工業地域	工業地域及び工業専 用地域
	(県の準則条例) 環境施設 30% うち緑地 25%	(国準則) 環境施設 25% うち緑地 20%	(県の準則条例) 環境施設 20% うち緑地 15%
	(県準則[町村]) 重複緑地※5 参入率 50%		



町 案	(国準則) 環境施設 25% うち緑地 20%	(町の準則条例) <u>環境施設 20%</u> <u>うち緑地 15%</u>	(町の準則条例) <u>環境施設 11%</u> <u>うち緑地 6%</u>
	(町の準則条例) 重複緑地参入率 50%		

＜参考：地域準則条例で設定可能な基準値＞

	住居の用に併せて 商業等の用に供さ れている区域	住居の用に併せて 工業の用に供され ている区域 (準工業地域)	主として工業等の 用に供されている 区域(工業地域、工 業専用地域)	左記以外の区域
環境施設	25%超～ 35%以下	15%以上～ 30%以下	10%以上～ 25%未満	10%以上～ 30%以下
うち緑地	20%超～ 30%以下	10%以上 25%以下	5%以上 20%未満	5%以上～ 25%以下
重複緑地、建築物屋上等緑化施設の緑地面積率算定に用いる緑地への算入率 (区域の区分にかかわらず) 50%以内				

今後のスケジュール

- 令和3年（2021年）10月～11月 パブリックコメントの実施
- 令和4年（2022年）3月 町議会 議案上程（予定）
- 令和4年（2022年）4月 条例施行（予定）

参 考

※1「特定工場」

製造業または電気供給業（水力、地熱、太陽光発電所は除きます）の業種で、敷地面積が 9,000 m²以上または建築面積が 3,000 m²以上の工場が特定工場となります。

※2「生産施設」

製造工程を形成する機械又は装置が設置される建築物（水平投影面積）です。

※3「緑地」

低木、芝その他の地被植物で表面が覆われている土地または建築物の屋上などに設けられた緑化施設。

※4「環境施設」

緑地、噴水、水流、池、その他の修景施設、屋外運動場、広場、屋内運動施設、共用文化施設、雨水浸透施設及び太陽光発電施設。

※5「重複緑地」

緑地以外の環境施設以外の施設または太陽光発電施設と重複する土地及び建築物屋上等緑化施設を緑地面積率の算定に用いる緑地に算入する場合は、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の 50%が上限となります。

工場立地法 市町村準則に関する規定＜抜粋＞

第四条の二 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（以下この条において「緑地面積率等」という。）に係る前条第一項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、次項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（第九条第二項第一号において「市町村準則」という。）を定めることができる。

- 2 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、緑地面積率等について、緑地及び環境施設の整備の必要の程度に応じて区域の区分ごとの基準を公表するものとする。
- 3 第一項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

全体資料の閲覧方法

「寒川町工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例」の資料全編は、寒川町のホームページから御覧いただけます。HP内で『寒川町 工場立地法 準則条例』と検索。

◆ <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>

▶二次元コードはこちら



※次の場所で冊子資料を閲覧できます。

- ・役場本庁舎
- ・シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)
- ・北部福祉会館
- ・南部福祉会館
- ・健康管理センター
- ・寒川町町民センターおよびセンター分室
- ・寒川総合図書館

御意見の提出方法について

次のいずれかの方法で御意見をお寄せください。

- ①郵送：下記宛先へ郵送してください。
- ②FAX：0467-75-2833
- ③メール：kigyosien@town.samukawa.kanagawa.jp ▶メール二次元コードはこちら
- ④担当課へ持参又は各施設回収箱へ投函
受付時間：土日祝日を除き、午前8時30分～17時15分まで。



(宛先)：寒川町環境経済部 産業振興課 企業支援担当

(記入事項)

別添の回答用紙の内容に沿って御記入ください。メールによる回答など回答用紙を用いない場合は、御住所等も含め回答用紙と同内容を任意の様式で記入してください。

(募集期間)

令和3年10月7日(木)～11月9日(火)

いただいた御意見について

お寄せいただいた御意見は、「寒川町工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例」の参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。個別の回答はいたしませんので御了承ください。

また、御意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限って使用し「寒川町個人情報保護条例」に従い適正に管理いたします。

お問合せ先

寒川町環境経済部 産業振興課
企業支援担当
住 所 〒253-0196
寒川町宮山 165 番地
電 話 0467-74-1111 内線 761・762
FAX 0467-75-2833

「高座」のこころ。

高座郡さむかわ